# 臨時免許狀授与基準

### 1 趣旨

教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「法」という。)第5条第6項の規定による臨時免許状の授与は、ここに定める基準により行う。

### 2 授与対象者

普通免許状所有者を採用することができない場合に限り、法第5条第1項各号の欠格事由に該当しない者で、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者とする。

- (1)免許教科外教科教授担任許可(法附則第2項)の申請基準を満たさない主幹教諭、指導教諭又は教諭
- (2)他の教諭免許状を有する者
- (3)申請免許状教科に関する専門的な知識、技能、資格又は社会経験を有する者

### 3 検定基準

教育職員検定により次の(1)~(4)の全ての要件を満たす場合にのみ授与する。

- (1)人物について、申請免許状等に関する指導力を有し、教育職員として適当と認められること。
- (2)学力について、申請免許状等に関する専門的な知識、技能、資格等を有すると認められること。
- (3)実務について、申請免許状等に関する十分な社会経験等を有すると認められること。
- (4)身体について、職務遂行上支障がないと認められること。

### 4 所有できる臨時免許状の教科数

中学校又は高等学校の臨時免許状を受けようとする者が同時に所有できる臨時免許状の教科数は、2以内とする。

ただし、授与権者が特に必要と認める場合はその限りではない。

## 5 学校長の責務

学校長は、普通免許状所有者の採用に努めるとともに、申請者に対して普通免許状の取得を促すこと。

#### 6 その他

この基準は令和4年4月1日以降に授与する臨時免許状から適用する。